

〔明石市臨時・非常勤職員ユニオンへの回答〕

学校給食臨時調理支援員に関する要求について（回答）

みだしのことについて、次のとおり回答いたします。

- 1 小学校給食調理業務に携わる会計年度任用職員については正規職員と同等の業務を担っている実態から、給与や処遇を正規職員と同等にすること。

小学校給食調理業務に携わる会計年度任用職員については、一昨年度から任用根拠を会計年度任用職員に切り替えており、現行の給与・休暇等の勤務条件を変更する考えはありません。

- 2 継続して勤務を希望する者の更新試験は、選考試験とし雇用の安定を図ること。

臨時調理支援員を採用する場合には、今後も公募試験を実施する予定であり、継続して勤務を希望する場合も同様です。